

様式第2号(第7条関係)

会議録

会議の名称	川島町特別職報酬等審議会	
開催日時	令和6年10月8日(火) 午後2時から午後3時10分	
開催場所	川島町役場 2階 中会議室	
議題	(1) 諒問内容について (2) 諒問内容の審議	
公開・非公開の別	公開 · 非公開 · 部分非公開	
非公開の理由 (非公開の場合のみ)		
出席者	委員	小山委員、岡島委員、赤坂委員、石井(大)委員、渋谷委員、難波委員、大里委員、瀬間委員、石井(佑)委員
	事務局職員	総務課 内野課長、杉内主幹
配布資料	会議次第、諒問書(写)、資料1、資料2、参考資料1~4、川島町特別職報酬等審議会条例	
審議会等の内容・概要		
1 開会		
2 委嘱状交付		
3 あいさつ		
4 会長の選任及び職務代理者の指定		
川島町特別職報酬等審議会条例(以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づき、委員の互選により会長に東洋大学大学院経済学研究所 難波 悠氏、職務代理には川島町区長会 大里 晴夫氏が選出された。		
5 議事		
(事務局から、議事に入る前に、川島町審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、会議は原則公開であることを説明。なお、会議録については発言委員の個人名を記載しない旨で委員の了承を得る。)		
会長：議事に入る前に議事録署名委員を指名する。小山委員、瀬間委員にお願いする。		
(1) 諒問内容について(事務局から条例、参考資料3、4を用いて説明。)		
委員：「地域手当」について説明願いたい。		
事務局：地域手当とは、物価高の地域に居住する職員に支払われる手当。国の基準で該当地に勤務している職員に支給されている。川島町は現在対象外であるが、今年の人事院勧告で令和7年度から地域手当支給対象地に該当となった。		
会長：地域手当を特別職まで対象とするかどうか議論するか。		
事務局：これも含めて検討していただきたい。		
(2) 諒問内容の審議(事務局から資料1、2、参考資料1、2を用いて説明。)		
委員：特別職の給与と議員の報酬の変更額は、同額もしくは同率で行うのか。		
事務局：特に決まってはいない。過去には変更額が異なっている事例もある。世間の動向		

も含めて、それについて考えていただきたい。

委 員：他市町で増額した額が町に影響を与える可能性があるのか。

事務局：影響はあるかもしれないが、他市町村の状況がわかるのは年明けとなる。また、定期的な見直しをする場として、今後は一定期間ごとに審議会を開催したいと考える。

事務局：民間の状況を把握するという意味で、それぞれの業界での状況やそれを踏まえたご意見を伺いたい。

委 員：歩合制の職場であり、顧客が減少しているので給与は減っている。

委 員：給与は労使で交渉し、全体で増額している。若年層から30歳代へのベースアップが手厚く、管理職は低い。また経営トップの給与はほとんど変わっていない。

委 員：役員クラスの給与は20年変更がない。従業員は少しずつ上がっているが、物価上昇ほどではない。

委 員：経営職は上がっていない。若年層は給与の増加率が高い。特別職の給与については、県内町村の平均くらいでもよいかと考える。

委 員：規模が小さいが、従業員の基本給は少しずつ上げている。業績に応じたプラスは手当で対応している。

委 員：現在の業種では、地域格差が大きくかかわっていると感じる。基本給が下がり、手当で調整されている。

委 員：基本給を上げるより、人口変動や状況変化に対応できるような手当を設けて調節してもよいのではないか。

委 員：川島町の額が妥当な額とも感じるが、地域差を考えるとどうか。

委 員：他の町村と比較して、今の状況ならば、増額してもよいのではないか。今後の状況や他の自治体と比較して、柔軟に対応することにして様子をみてもよいのではないか。

委 員：特別職は限られた年代の人がなるわけではない。町の方針が示せれば、増額するのもよいかと思う。

委 員：参考資料1に財政力指数が示されている。川島町を見ると財政力があると判断できる。この点を加味して、増額する方向でもよいのではないか。

事務局：委員の意見から、増額する方向で案を作成し、次回資料として提示する。

(3) その他

事務局：次回は11月7日（木）に開催予定とし、後日、通知する。

6閉会

署名	小山智 瀬間さやか
----	--------------